

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たる翌日)

鳥取県告示第四百九十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二千五百号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取清掃公社労働組合執行委員長黒田広治から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二
朗

一 事件
昭和四十三年度夏季一時金要求に關すること。

二 日時
昭和四十三年七月七日始業時からこの事件が解決するまで

三 場所
鳥取市内及びその周辺

四 概要
三に掲げる場所の全域にわたり、あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第四百九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

鳥取県告示第四百九十三号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年七月五日

指 定 年 月 日	—	名 称	—	所 在 地	—	開 設 者	—
-----------	---	-----	---	-------	---	-------	---

鳥取県知事 石 破 二 朗

石 破 二 朗

昭和四十三年六月	一日	竹内 医院	氣高郡氣高町大字浜村字西浜七八三	竹内 慎治
十一日	福部村国民健康保険診療所	岩美郡福部村大字細川六六六の一	福部村長山根秀雄	

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産業者の住所及び氏名	
		窒素全量	保証成分量(パーセント)			
			りん酸全量	加里全量		
鳥取県 第一号	五・四なたね 油かす	五・三なたね 油かす	五・四	五・四	東伯郡東伯町浦安一五五 太田信吉	
第二号	五・三なたね 油かす	五・三なたね 油かす	五・三	二・四	倉吉市余戸谷三〇八二 妻藤武夫	
第三号	五・三なたね 油かす	五・三なたね 油かす	五・三	二・五	東伯郡羽合町久留三二一 山下忠勝	
第四号	五・三なたね 油かす	五・三なたね 油かす	五・五	一・五	氣高郡青谷町三一五五 国田泰藏	
第五号	五・三なたね 油かす	五・三なたね 油かす	五・三	一・〇	倉吉市別所三六二 松井ちよ子	
第六号	五・三なたね 油かす	五・三なたね 油かす	二・三	一・三	東伯郡赤崎町光二七五 豊嶋信文	
第七号	五・三なたね 油かす	五・三なたね 油かす	一・三	一・三	三朝町本泉三七七 山崎忠信	
第八号	五・三なたね 油かす	五・二なたね 油かす	五・二	二・一	八頭郡郡家町池田二七七 岡田やす子	
第九号	五・三なたね 油かす	五・二なたね 油かす	二・三	一・三	気高郡鹿野町鹿野一六二八 米子市旗ヶ崎五七八 日本レイヨン株式会社米子工場長 中山平八郎	

鳥取県告示第四百九十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、

次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。
昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)		生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	
鳥取県 第三五六号	いちご複合肥料	六・〇	三・六	境港市小篠津町五六二番地 中浜農業協同組合

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)		生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	
鳥取県 第三五六号	赤崎梨複合肥料	七・〇	三・八	東伯郡赤崎町赤崎一九九七の一 組合長理事 前田豊秋

第三五八号	八橋梨	第三五七号			東伯郡東伯町大字八橋 組合長 押本久蔵
		窒素全量	うちアンモニア性窒素 りん酸全量	うち水溶性りん酸 加里全量	
八橋梨 複合肥料二号	八橋梨	一〇・〇	八・〇	一・五	東伯郡東伯町大字八橋 組合長 押本久蔵
うちアンモニア性窒素 六・〇	窒素全量 七・七	七・七	七・七	七・〇	八橋果実農業協同組合

鳥取県告示第四百九十七号

森林法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第三十八号）附則第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同項目の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石

破 二 朗

鳥取県農林部林務課
各森林計画区所管の地方農林振興局

鳥取県告示第四百九十八号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

りん酸全量	八・〇
うち可溶性りん酸	六・〇
うち水溶性りん酸	五・〇
加里全量	七・〇

七・〇

牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分娩の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

2 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

4 実施の期日 別表のとおり

5 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査

4 だに駆除 BHC散布

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

一 実 施 期 日	二 実 施 期 日	三 実 施 期 日	実 施 区 域	別表		
				次	次	次
七月十五日	七月十八日	三朝町	恩地、大柿、本泉、森検診場			
十六日	十九日	坂本、片柴、吉田、横手				
二十三日	二十六日	太谷、妻波、別所				
二十六日	二十九日	大糸、大父木地、山川、山川木地				
二十九日	大糸町	赤崎町				
倉吉市	大立、服部、服部開拓、下福田、下米積	六尾、瀬戸、千日				

ピロプラズマ病及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
七月二十四日	三朝町	大谷検診場
二十五日	"	木地山"
三十日	富海"	大河原"
三十一日		

鳥取県告示第四百九十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年七月一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年七月五日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市両三柳一九八六番地一 岸本延隆	米子市両三柳	幅員 四・〇〇 延長 一五三・四五メートル

